

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立西新宿シニア活動館及び新宿区立地域交流館における指定管理者制度の導入について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（指定管理者による公の施設の管理）

事業の概要

事業名	新宿区立西新宿シニア活動館及び新宿区立地域交流館における指定管理者制度の導入
担当課	高齢者福祉課
目的	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、西新宿ことぶき館をシニア活動館に、東五軒町ことぶき館及び中町ことぶき館を地域交流館に、それぞれ機能転換することにあわせて、それぞれ指定管理者制度を導入する。
対象者	施設の利用者及び施設を活用した事業の利用者
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 施設の設置目的に関する事業の実施2 施設の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用の取り消しに関する こと。3 施設及び設備の維持管理に関すること。

件名 新宿区立西新宿シニア活動館及び新宿区立地域交流館における指定管理者制度の導入について

施設の名称	新宿区立西新宿シニア活動館並びに新宿区立東五軒町地域交流館及び新宿区立中町地域交流館
施設の所管課	高齢者福祉課
指定管理者の名称	現時点では未定 平成25年4月の導入にむけ、平成24年7月(西新宿シニア活動館)及び平成24年6月(東五軒町地域交流館及び中町地域交流館)から事業者の公募を行い、審査の後、平成24年12月に決定する。
指定管理者が取扱う個人情報の業務	施設の利用に関する業務及び施設を活用した事業に関する業務
指定管理者が取扱う個人情報の項目	【施設利用者に係る次に掲げる情報項目】 氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・FAX番号・緊急連絡先(住所・氏名・電話番号・続柄)
個人情報項目の記録媒体	紙・電磁的媒体
指定管理の開始時期及び期限	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで(以降5年毎)
指定管理者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。
指定にあたり区が行う情報保護対策	協定書に別紙「特記事項」を付す。

特記事項（指定管理者協定用）

（基本的事項）

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 新宿区情報公開条例第 20 条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

(2) 新宿区個人情報保護条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

（秘密の保持）

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

3 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（適正な管理）

4 乙は、業務に伴い取扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（委託の制限）

5 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（個人情報の取扱いに関する苦情への対応）

6 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

（個人情報の引渡義務等）

7 乙は、指定が終了した場合は、当該指定管理業務に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

（業務に関する報告）

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

10 乙は、乙の従業員に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

11 乙は、個人情報の取扱いに関して事故が発生したとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

12 甲は、乙が前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

13 乙は、第 1 項から第 11 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。